

# 紀州藩の浦組について

和田勉

紀州藩の浦方に対して浦組と称せられる制度がおお  
れている。

浦組の設定せられた時期は「註」 御座浦組之儀者  
寛永年中初而振仰出人聚并二船弓鉄砲夫々御定有之候  
所……」と記されている如く、寛永年中のことである。  
寛永年中と云之ば、土佐藩でも鳥原の乱後寛永十五年  
に南雲船遠貝香所が浦方に置かれ、又紀州藩でも寛永  
十二年に九十・錦・白浦等に遠貝香所が置かれている  
が、寛永の鎖国会にも関連し、異国船の来航に備えた  
のであらうと思はれる。「註」 元末切支丹船来着等  
之爲之御定ニ而……」と見出される所からもこれを伺  
うことが出来る。

所が十八世紀にイギリスで起つた産業革命の波が、  
植民地獲得の競争という形でこの鎖国の日本に押し寄  
せた。文化三年から翌年にかけてのロシアの千島樺太  
での暴行、文化五年・英艦フェートン号の長崎での騷

動等は幕府にも諸藩にとつても海防の必要性を充分考  
之させた。例へば藤堂藩では各寺院に対して鐘を献納  
させ鑄造し直し、大砲を造らうと考へさせたり、砲台  
場を築いたりして海防に備へた。

紀州藩ではこの時に当つて浦組の再編成、増補がな  
された。文化八年浦組の改正がそれであり、有徳院の  
正徳年中の改正に次いでである。

浦組の編成は「註」 浦村人数之儀を平生五人一組  
とし二組二組に組頭五人づつ定置諸事組下の世話いこ  
し可申候」と五人組の形でもつて組織がなされ「註」  
浦組浦村人数之儀向後六拾歳以下拾五歳以上不致浦組  
人数は組入候等尤出人之儀を此度夫々相極め候通り其  
余在村之人數と相心得可申候」と拾五歳以上六拾歳  
迄の壮健なる男子を以て編成がなされた。その上、そ  
れでれの浦人に対しての配置が定められていた。

註 5 一靈船 壹艘 八人乗 長次郎船

船頭 彦七

本主 富助 金藏 喜藏 助藏

左助 重杉 長九郎

十八人

外に鉄炮打 老人 銀助

浦人の配置のみでなく特船のも毎年調査が行われてそれを実地に立つか否か

「註6 輕船八艘 但五丁立

是は八木切能丈夫成船に而御座候

早波船 拾貳艘 但五丁立

是は木切能丈夫成船に而御座候

等の如く調査がなされ、それ／＼の配置が定められている。

浦方に対しては「註7 異国船入着之節若及乱妨候師は老人子伏足弱江も引纏米麦并雜穀之類有合二給へもの鍋釜持深山へ引退異人に害に不逢様急卒に取才申候」と老人子供に対して避難を命じて、そして充足なる防衛活動ができる様にされている。

浦組の仕事は「註8 浦方之儀を先年5御定之通異國 船沖合に相見へ候得ま出入在浦共其居浦を固め何有江成共船繋いこし候は、其所江出人馳付候筈里方之義を異國船之注進承り次第此度御定有之候 同前江出人馳付可申候」と防衛をその務めとしている。そして異

国船を見たとときには貝を吹き鐘を鳴らし浦方の人数を集め鉄砲・刀・打斧・釜口等器物をもつて配置にかれた。

その時には壺人前に七合づつの飯を焚出して警備に当つた。又、異国船が入着の時には隣浦へも相図を以て隣村からの応援を得て防備に当つた。

その通信方法にはのろしによつてなされた。煙り立新蔵、新五郎等煙り立と称せられるのがそれである。

この様に紀州藩では浦人を利用し浦組制度によつて海岸警備にそなえたのである。

幕末における海岸防備に対する紀州藩の一政策について述べたがこれが諸氏の何かの役に立てば幸甚である。

註1・註2・註3・註4

文化八年浦組御定

須賀利文書

註5・6・7・8 浦組御備取メリ之儀ニ付船数人数手配書上帳……須賀利文書

(五期卒業生)